

水第3号議案

横浜市水道条例の一部改正

横浜市水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月6日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市水道条例の一部を改正する条例

横浜市水道条例（昭和33年4月横浜市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第36条の5第1号中「) の」を「) において」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第2号中「の土木工学科又はこれ」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「高等専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。同号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第6号中「第9条各号」を「第9条第1項各号」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号

中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「中等教育学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第36条の5第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第36条の6第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有す

る者

第36条の6第2号中「又は第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「前2号」を「前3号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提 案 理 由

水道法施行令の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を改めるため、横浜市水道条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市水道条例（抜粋）

~~（上段 改正案）
（下段 現 行）~~

（布設工事監督者の資格）

第36条の5 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）~~）において~~土木工学科又はこれに相当する課程 ~~において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（2年以上水道以下この条において「水道等」という。）~~に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 ~~（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）~~
- (2) 学校教育法による大学 ~~において機械工学科若しくは電気工学の土木工学科又はこれら~~に相当する課程 ~~において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、4年以上水道等~~に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 ~~（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）~~
- (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校 ~~（次号において「短期大学等」という。）~~において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後 ~~。同号において同じ。~~）、5年以上 ~~水道等~~に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 ~~（2年6月以上水道に関する~~

る技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(8) 規則第9条第1項各号に定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

第36条の6 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者について

ては3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (2) 前条第1号、第3号~~又は第5号~~又は第4号に規定する学校において~~土木~~土木~~工学以外の~~工学、理学、農学、医学若しくは薬学~~の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）~~に関する学科を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、~~同条第5号~~同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（第3号省略）

- (4) 規則第14条各号に定めるところにより、~~前3号~~前2号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者